平成２３年（フ）第３８４号
京都市山科区栗栖野中臣町10番地１　勧修寺北市営住宅３棟303
債務者　ラーメン天城こと葉こと　叶　　清繁
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
京都市右京区山ノ内苗町29番地１　えひめ荘２Ｆ12
債務者　岡田　祐一
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
京都市中京区壬生花井町15番地　シャルトヤマハ128
債務者　西村　太一
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
京都市山科区東野舞台町14番地の13
債務者　渡邉　みつ
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
京都市西京区下津林前泓町19番地２
債務者　朴　　義弘
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１７号
京都府宇治市伊勢田町大谷１番地の６
債務者　宅間　正義
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ323号
債務者　石井　　諭
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
広島市佐伯区楽々園４丁目９番21号
債務者　吉山　志津
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８４号
広島市安佐南区毘沙門台３丁目27番17号
債務者　大森　寿美
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８５号
広島県安芸郡海田町新町９番11―201号
債務者　西川　公子
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３０号
広島県安芸郡海田町東昭和町１番17―201号
債務者　井本　雅弘
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４６号
広島市安佐南区川内４丁目11番41―101号
債務者　頼田　春枝
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４７号
広島市中区十日市町１丁目１番６―804号
債務者　延藤　麻美（旧姓徳田）
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2859番地12
債務者　下条　豪人
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６号
福岡市西区十郎川団地12番302号
債務者　安藤　晃治
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９号
青森市奥野３丁目９番36号
債務者　小比類巻浩茂
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
青森市堤町２丁目２番10号　メゾン・ベローナ206号
債務者　桑野　典子
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係